

平成 30 年度採用

松前町職員を募集します



A～C

7月23日(日)
10 時～

1 次試験日時

D～F

9月17日(日)
9 時 30 分～

試験区分	採用 予定数	受験資格	1次試験(会場:松前町役場)	2次 試験
A 一般事務 (上級)	5人程度	昭和 59 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれの人	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(行政) 選択制 ほか	口 述 (面 接) 試 験 ・ 作 文 試 験
B 土木 (上級)	1人程度	昭和 59 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれの人	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(土木) ほか	
C 保育士	1人程度	■昭和 59 年 4 月 2 日～平成 10 年 4 月 1 日生まれの人 ■保育士資格取得者または平成 30 年 3 月末日までに取得見込みの人	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(保育士) ほか	
D 一般事務 (社会人経験)	1人程度	■昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ■民間企業等における職務経験が直近 7 年(平成 22 年 8 月 1 日～29 年 7 月末)中 5 年以上の人 ※ 詳しくは町ホームページで確認してください。最終合格後に職歴証明書などを提出してもらいます。	社会人基礎試験 ほか	
E 土木 (社会人経験)	1人程度	■昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ■①～③のいずれかの資格を有する人 ①技術士または技術士補 ②RCCM ③測量士または測量士補	社会人基礎試験 ほか	
F 主任介護支援 専門員等	1人程度	■昭和 42 年 4 月 2 日以降に生まれた人 ■主任ケアマネ資格取得者または平成 32 年 3 月末日までにこの資格を取得できる人	社会人基礎試験 ほか	

※試験の詳細は、ホームページにある採用試験実施要領で確認してください。

◆**申込書交付場所** 申込書は町ホームページからダウンロード(A 4)できるほか総務課で配布します。郵便で請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分(「一般事務(上級)請求」、「保育士請求」など)を朱書きし、長形 3 号サイズの返信用封筒(92 円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封して総務課へ送ってください。

◆**申し込み方法** 原則、郵送でお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。ホームページからは申し込みできません。

《必要書類》 ①必要事項を記入した申込書
②写真 2 枚(3 カ月以内に撮影したパスポート申請用と同規格(縦 45 ミリ、横 35 ミリ)のもの)
※ 1 枚は申込書に貼り、もう 1 枚は申込書に添えて送ってください。
③返信用封筒(長形 3 号サイズ。あなたの宛先を明記し、82 円切手を貼ったもの)
※ 申し込み受け付け後、受験票を送付します。
④アピールシート(D～F の試験区分のみ)

◆**共通受験資格** ①日本国籍を有する人
②地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条各号のいずれにも該当しない人

◆**申込期間** ①②・③を除く 8 時 30 分～17 時 15 分

A～C 6 月 5 日(月)～21 日(水)
(6 月 21 日執務時間中必着)

D～F 8 月 1 日(火)～15 日(火)
(8 月 15 日執務時間中必着)

【応募先・問い合わせ】

〒791-3192 松前町大字筒井 631 番地
松前町役場総務課職員係 ☎985-4113

平成 29 年度 臨時保育士・臨時保健師募集中

募集人数は若干名で、個別に面接を行います。随時募集を受け付けますが、決まり次第締め切ります。詳しくは総務課職員係にお問い合わせください。

医療費助成の更新

- ひとり親家庭医療費（申請での更新）
- 重度心身障がい者医療費（自動更新）

現在の受給者証の有効期限は6月30日（金）です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

【ひとり親家庭医療費助成】

更新には手続きが必要です。5月中旬に郵送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。

▼対象者

- ①ひとり親家庭の父か母と児童
 - ②祖父（母）と孫、または兄（姉）と弟妹
 - ③父母のない児童
- ※児童：20歳未満で就職していない人

▼対象除外

- ①前年（1～6月申請分は前々年）

に所得税が課税されている家庭 ※税の扶養状況で、課税されていても対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

②生活保護を受けている家庭

問 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114

【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月上旬ころに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

問 福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112

児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている人は、毎年6月中旬に「現況届」を提出しなければなりません。

現況届では、毎年6月1日の状況を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかを判断します。

対象者には、6月8日ごろに案内文書を郵送します。提出しない

と、6月分以降の手当が受けられませんが、注意してください。

問 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114



国民年金保険料

後納制度を知っていますか

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料が納付できる「後納制度」を知っていますか。

この制度は、平成30年9月までの特例で、24年6月分以降の未納の保険料を納付できます。

制度を利用することで、年金の受給資格が得られたり、将来の年金額を増やしたりすることができず。ただし、すでに高齢基礎年金を受給している人や、65歳以上

で同年金の受給権がある人は申し込みできません。

申し込みを希望する場合は、年金事務所まで手続きをしてください。後納保険料を納付できる期間は、30年9月30日までです。

問 松山西年金事務所国民年金課

町民課住民係

☎ 985-4106

年金を受給している人へ

町民税の納税方法をお知らせします

●65歳になった人

昨年度中に65歳になった人（昭和26年4月3日～27年4月2日生まれの人）のうち、公的年金を受給している、公的年金などの所得に係る町民税の納税義務がある人は、10月の年金支給分から、町民税の特別徴収が始まります。

対象者には6月に納税通知書を送付します。年金からの特別徴収税額などは、通知書で確認してください。

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

●65歳以上の人
すでに年金から特別徴収で納め

あたりまえ そんなみずこそ たからもの

6月1日～7日
水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。



水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルですみます。
- お風呂 シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10～12リットルの水を使います。こまめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット（銀色の丸いもの）が回っていないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事事業者か修理センター（☎ 984-6569）へ直接依頼してください。その他、不明な点は下記にお問い合わせください。

問 上下水道課業務係 ☎ 985-4133

松前・宗意原
統合保育所

称 決 定
名

松前ひまわり保育所



3月中に募集した松前・宗意原統合保育所の名称が、町長をはじめとする選考委員会での審査の結果、「松前ひまわり保育所」に決定しました。応募総数は126通でした。たくさんのご応募ありがとうございました。命名者2人に対する表彰は、9月に開催予定の保育所落成式で行う予定です。

選定理由

- ・子どもたちが分かりやすく呼びやすい名称となるよう、町花ひまわりを使ったものから、松前の町名が付いたものを選定しました。
 - ・上記に加え、下記の命名理由が子どもたちの健やかな成長を願う、子育てに優しいまちづくりの趣旨に合うものだったため、選定しました。
- ①町花「ひまわり」のように、元気でぐんぐん育つ子どもたちのいる保育所になってほしい。
 - ②花言葉「私はあなただけを見つめる」を「私（町民）はあなた（保育所の子どもたち）を見つめる」と置き換えることで、未来を生きる子どもたちを思うメッセージにもなる。

問 福祉課保育幼稚園係 ☎ 985-4116

新立・本村地区の空家跡地を貸し出します

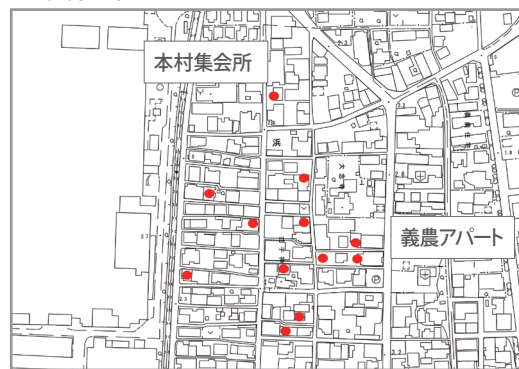
町では、建物倒壊などによる災害防止のため、新立・本村の一部地区にある空家について、その土地を寄付してもらうことで、町が建物を除却しています。

この制度により町が管理している空家跡地の貸し出しを始めます。貸し出しを希望する人は、事前にまちづくり課窓口で相談してください。

▼使用条件

次の全てを守ること
・雑草の繁茂など、周辺の環境を阻害しないように管理すること
・資材置場、駐車場、地域の公園など一時的な使用であること

▼本村地区



▼新立地区



▼対象者 法人が区長

※個人での申請はできません。

▼場所 左図の通り(全31カ所)

※応募多数の場合は、抽選して決定します。

※空家の詳細な場所は、まちづくり課計画建築係の窓口で確認できます。

▼使用料 使用する場所により異なります。詳しくは、お問い合わせください。

▼受付期間 6月1日(木)～6月16日(金)

問 まちづくり課計画建築係

☎ 985-4124

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。

現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の新築、増築、取り壊しなどを調査することです。

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。使用状況などを質問することもありますが、ご協力をお願いします。

- 次のような変更があれば、ご連絡を
- ①土地の使用状況を変更した場合
 - ②家屋を新築、増築、取り壊した場合(年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません)
 - ③家屋の用途を変更した場合(店舗から住宅に変更した場合など)
 - ④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

問 税務課資産税係

☎ 985-4111

人材トレジャーバンクに登録しませんか

人材バンク登録者
平村 美喜子さん

公民館などで体操を教えているのがきっかけで登録しました。まだ実際に活動していませんが、空いている時間を活用して、資格を生かした活動ができるし、公民館などでの活動以外でも皆さんが体操を通じて元気になってもらえる機会ができてうれしいです。私自身も体操の活動は、元気をもらえ、ふれあいの楽しさを感じる機会となっています。

interview



松前の防災力

防災に関する情報は…
総務課危機管理係
☎ 985-4103

もう一度、内容を確認したい

防災行政無線の内容は電話で確認を

松前町公式防災
フェイスブックページ



町では、防災行政無線を使い、町内50地点から次のような情報を町民の皆さんにお伝えしています。

●防災行政無線でお伝えする情報

- ・地震、火災や津波などの災害発生時、災害の発生位置・発生規模などの情報
- ・防犯など、緊急性が高い情報

※上記のほか、毎月1日の朝に、非常時にもサイレンが正常に作動するか、点検の意味合いでサイレンを鳴らしています。

●内容が聞き取れなかったときは

無線の内容が聞き取れなかったときは、電話でその内容を確認することができます。次の連絡先に電話をして確認してください。

連絡先 ☎ 961-7111

電話案内では、新しい内容のものから順にお伝えしていきます。

無線を流した直後など電話が混み合う場合がありますので、そのときはしばらくしてからかけ直してください。

計量器定期検査

はかりを取引や証明に使用する人は、計量法により2年に1度の定期検査が義務付けられています。定期検査を必ず受験してください。

日 時	場 所
6月 6日(火) 10時～14時	東公民館
6月 7日(水) 10時～14時	西公民館
6月 8日(木) 10時～12時	北公民館
6月 9日(金) 10時～15時	松前町役場

問 産業課商工水産観光係

☎ 985-4120

愛媛県計量検定所

☎ 947-4001

平成29年度は「筒井、北黒田の一部」の地籍調査を行います

地籍調査は、土地に関する戸籍調査というべき基礎的な調査です。

法務局が保管する登記簿や公図は、明治・大正期作成のものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、次の調査で登記簿や公図を修正します。

①所在、地番、地目と境界の調査
②登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
③境界の測量と面積の測定

●地籍調査の効果 数値データで結果が記録・保存されるため、公共事業や土地取引の円滑化に役立つほか、災害時も境界を正確に復元でき、迅速な復旧活動が行えます。

●土地所有者の皆さんへ 7月下旬ころ、地元説明会を開催予定です。関係者には事前に案内文書を送ります。ぜひ参加してください。

問 産業課国土調査係

☎ 985-4127

